五二・〇八		綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	ＣＴＨ
五二・〇九		綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	ＣＴＨ
五二・一〇		綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	ＣＴＨ
五二・一一		綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	ＣＴＨ
五二・一二		その他の綿織物	ＣＴＨ
五三		第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	
五三・〇一		亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＣ
五三・〇二		大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＣ
五三・〇三		ジュートその他の紡織用靭皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＣ
五三・〇五	五三〇五・〇〇	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＣ
五三・〇六		亜麻糸	ＣＴＨ
五三・〇七		第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靭皮繊維の糸	ＣＴＨ
五三・〇八		その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	ＣＴＨ
五三・〇九		亜麻織物	ＣＴＨ
五三・一〇		第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靭皮繊維の織物	ＣＴＨ
五三・一一	五三一一・〇〇	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	ＣＴＨ
五四		第五四類　人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	
五四・〇一		縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＣ
五四・〇二		合成繊維の長繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＣ
五四・〇三		再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの（単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＣ
五四・〇四		合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップ（これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	ＣＣ
五四・〇五	五四〇五・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	ＣＣ
五四・〇六	五四〇六・〇〇	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	ＣＣ

五四・〇七		合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）	ＣＴＨ
五四・〇八		再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）	ＣＴＨ
五五		第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物	
五五・〇一		合成繊維の長繊維のトウ	ＣＣ
五五・〇二	五五〇二・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	ＣＣ
五五・〇三		合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	ＣＣ
五五・〇四		再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	ＣＣ
五五・〇五		人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＣ
五五・〇六		合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	ＣＣ
五五・〇七	五五〇七・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	ＣＣ
五五・〇八		縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
五五・〇九		合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ
五五・一〇		再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ
五五・一一		人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	ＣＴＨ（第五五・〇九項又は第五五・一〇項の材料からの変更を除く。）
五五・一二		合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の八五％以上のものに限る。）	ＣＴＨ
五五・一三		合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
五五一三・一一		漂白してないもの及び漂白したもの	
五五一三・一二		ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
五五一三・一三		ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
五五一三・一九		ポリエステルの短繊維のその他の織物	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
浸染したもの		その他の織物	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）